

各 位

上場会社名 モジュール株式会社  
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)  
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明  
問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス  
マ ネ ー ジ ャ ー 本 間 浩 一

## 当社株式の監理銘柄（審査中）指定に関するお知らせ

当社株式につきまして、平成 22 年 1 月 8 日付にて株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」）より監理銘柄（審査中）に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監理銘柄（審査中）指定理由

当社は、本日「外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について」を開示いたしました。この開示内容から、大証より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移及び訂正報告書を提出した後の大証の審査の結果いかんによっては上場廃止基準（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 3 項（関連規則は同特例第 17 条第 1 項第 10 号）（虚偽記載））に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。

また、平成 22 年 1 月 14 日に訂正有価証券報告書等を提出する予定ですが、訂正報告書等を提出した結果、14 日の状態をもって監理銘柄（確認中）に追加指定され、以後 3 か月の間に 5 営業日連続で上場時価総額が 21 億円以上とならなければ上場廃止となる可能性があります。

但し、今後 3 ヶ月以内に 5 営業日連続して株式時価総額が 21 億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定が解除され、通常ポストに復帰することとなります。また、監理銘柄指定期間における当社株式の売買取引については、特別な制約はなく従来通りの取り扱いとなります。

（ご参考）当社の該当する上場廃止基準の概要

以下の（1）から（3）までの全てに該当する場合（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例 第 17 条第 3 項第 1 号から第 3 号）

（1）時価総額（上場株式数に日々の終値を乗じた数値）が 30 営業日連続して 35 億円未満である場合において、以後 3 ヶ月の間に 5 営業日連続して 35 億円以上とならないとき。

（平成 22 年 1 月から 12 月までの間は、「35 億円」とあるのは「21 億円」として適用）

（2）純資産の額が 2 億円未満であるとき。

「純資産の額」とは貸借対照表の純資産の合計額から、新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう

（3）利益の額が 5,000 万円未満であるとき。

#### 2. 監理銘柄指定期間

平成 22 年 1 月 8 日（金）から大証が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで

#### 3. 今後の対応

このたびの監理銘柄（審査中）指定により、株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以 上